

## 最高裁判所長官からのごあいさつ

このご連絡は、あなたが来年の裁判員候補者に選ばれたことをお知らせするものです。裁判員候補者に選任された方には、来年1年間のどこかで裁判員として刑事裁判への参加をお願いする可能性があります。裁判員に選ばれますと、裁判官と一緒に法廷での審理に臨み、評議において裁判官や他の裁判員と議論して、被告人が有罪かどうか、有罪であればどのような刑にするかを決めていただくことになります。



ご存じかもしれませんが、裁判員制度は、広く国民が刑事裁判に参加し、審理や内容にその視点が反映されることが、裁判への国民の理解を深め信頼を向上させるものとして平成21年に導入されました。既に15年以上がたち、これまでに重大とされる事件について約1万7千件の裁判員裁判が行われ、延べ約12万6千人の方が裁判員又は補充裁判員として刑事裁判に参加しておられます。

皆さんの中には、これまで経験したこともない刑事裁判に関わることに不安を覚える方もおられるかもしれません。しかし、実際に参加された方の中からは、「有意義で刺激的かつ楽しく幸せなひと時だった」「人生や社会問題について深く考える機会になった」「あまりやりたくない感情から、協議を重ねるにつれ、こんな経験は今までになかったので良かったと思えるようになった」などといった声をいただいております。全体でも95%以上の方が「良い経験だった」という感想を述べておられます。

私もかつて地方裁判所に所属し、裁判員事件を担当しました。最初は緊張から会話もぎこちなかった裁判員の方々が、一緒に法廷に入り評議で意見を述べ合う中で、次第に打ち解け、議論にも熱が入っていきます。最終日皆で考え抜いて決めた判決を言い渡した後は、互いに感謝やねぎらいの言葉を交わし合い、充実した表情で裁判所を後にしていられました。裁判官である私としても、裁判員の方々との共同作業で出した結論であるという自信を持って判決を言い渡すことができたことは幸せなことでした。

もちろん、裁判員になると、お仕事やご家庭との関係などで御負担が生じるだろうと思います。それでも、裁判員裁判を実際に経験された方々の多くは、それぞれに有意義と感じ、制度に対しても好意的な評価を寄せておられます。「機会があればもう一度やってみたい」「他の人にも勧めたい」とおっしゃる方は少なくありません。

最初に申し上げたように、あなたには来年1年間裁判員裁判への参加をお願いすることになる可能性があります。その際には是非積極的に参加いただきたく、私からもお願いする次第です。安心してご参加いただけるよう、裁判所では万全の態勢を整えてお待ちしております。

最高裁判所長官

今崎 章彦